

震災関連支援 施策ガイド



被災された企業の皆様へ

下記の情報は5月時点のものであり、今後変更されることがあります。
最新情報はセンターのホームページ上で公開しておりますので、インターネット回線が通じている方は、そちらも参考にしてください。
※対象について、「直接被害」とは「震災で被災した中小企業者」、「間接被害」とは「直接被害者」と取引関係がある、もしくは災害に伴う風評被害を受けている中小企業者」です。
条件が設定されていたり、市町村の発行する罹災証明が必要な場合があります。
※下記に関すること、またそれに限らず、さまざまなご相談を「相談窓口」にて受け付けております。TEL 019-631-3822～3

<http://www.joho-iwate.or.jp/s11/ssg11.html>

資金繰り支援 ※特記なき場合、使用用途は設備資金、運転資金

制度 (連絡先)	東日本大震災復興特別貸付	(日本政策金融公庫 0120-154-505、商工中金 0120-079-366)
対象／直接被害、間接被害、震災の影響により業況が悪化している方		
概要	○貸付限度額 日本政策金融公庫 中小事業 7.2億円 国民事業 4,800万円 ○貸付期間 商工中金 7.2億円 設備資金 15年以内、 運転資金8年以内(据置期間:最大3年) ○利率 日本政策金融公庫 中小事業 1.75% 国民事業 2.25% 商工中金 1.75%	※直接被害者(地震、津波の被害を直接受けた方)、間接被害者(直接被害者の事業活動に相当程度依存は左記に加え下記の別枠での利用可能。利率の優遇措置あり。) ○貸付限度額 日本政策金融公庫 中小事業 3億円 国民事業 6,000万円 ○貸付期間 商工中金 3億円 設備資金 15年以内(直接被害者は20年以内)、 運転資金 15年以内 (据置期間:直接被害者最大5年、間接被害者最大3年)
制度 (連絡先)	マル経融資〔震災特枠〕	(各商工会、商工会議所)
対象／直接被害、間接被害		
概要	○対象 常時使用する従業員が20名以下(商業・サービス業は5名以下)の法人、個人事業主で、商工会、商工会議所の経営指導員による経営指導を受けている ○貸付限度額 1,000万円	○金利 貸付後当初3年間通常利率から▲0.9% ○貸付期間 設備資金10年以内(据置期間2年以内) 運転資金7年以内(据置期間1年以内) (※通常枠のマル経融資とは別枠)
制度 (連絡先)	セーフティーネット貸付(経営環境変化資金)	(日本政策金融公庫 0120-154-505)
対象／一時的に業況の悪化をきたしている中小企業者		
概要	○融資額 4,800万円以内 ○返済期間 設備資金 15年以内 <据置期間3年以内> 運転資金 5年以内(特に必要な場合8年以内)	○保証人・担保 <据置期間1年以内(特に必要な場合3年以内)> 応相談
制度 (連絡先)	災害復旧資金	商工組合中央金庫(商工中金 0120-079-366)
対象／直接被害、間接被害		
概要	○資金使途 設備資金(長期)、運転資金(長期・短期) ○貸付額 元高20億円以内、 残高1億5千万円以内(組合:残高4億5千万円以内)	○貸出期間 設備:10年以内(据置2年以内) 運転:10年以内(据置2年以内)
制度 (連絡先)	経営環境変化対応資金	商工組合中央金庫(商工中金 0120-079-366)
対象／景況悪化により一時的に売上減少等の要因で業況に影響を受け資金繰りに支障をきたしている事業者		
概要	○資金使途 設備資金(長期)、運転資金(長期・短期) ○貸付額 元高20億円以内、残高7億2千万円以内	○貸出期間 設備:15年以内(据置3年以内) 運転: 8年以内(据置3年以内)
制度 (連絡先)	岩手県中小企業災害復旧資金	(岩手県経営支援課 019-629-5542)
対象／直接被害		
概要	○貸付限度額 1,000万円 ○貸付期間 10年以内(据置期間3年以内) ○貸付利率 【固定金利】年1.7%～1.9%	○担保 不要 ○保証人 原則として法人における代表者を除き不要 ○信用保証 負担なし(県が全額補給)
制度 (連絡先)	中小企業経営安定化資金(災害対策枠)	(岩手県経営支援課 019-629-5542)
対象／直接被害、間接被害		
概要	○資金使途 運転資金 ○融資限度額 8千万円以内 ※セーフティネット保証を適用する場合は、別枠で8千万円以内 ○融資期間 15年以内(据置期間3年以内) ○融資利率 (固定金利)年2.1%～2.5% ※セーフティネット保証(1号～6号)を利用する場合は、年0.1%引下げ	○保証利率 経営状況に応じ年0.45～1.50%(9区分) セーフティネット保証を利用する場合は、年 0.6%または年 0.7% ※原則として岩手県信用保証協会の信用保証を付す ○担保 金融機関の所定の条件 ○保証人 原則として法人における代表者を除き不要

制度 (連絡先)	東日本大震災復興緊急保証	(岩手県信用保証協会 0120-972-150)
対象／直接被害、間接被害		
概要	○対象資金 事業再建資金その他の経営の安定に係る資金 ○保証限度額 (災害関係保証、セーフティーネット保証、一般保証とは別枠) 普通:2億円 無担保:8千万円(普通・無担保合計 2億8千万円) 無担保無保証人:1,250万円	○保証料率 0.8%以下 ○保証人 代表者保証のみ (第三者保証人については、原則不要)
制度 (連絡先)	災害関係保証	(岩手県信用保証協会 0120-972-150)
対象／直接被害		
概要	○保証限度額 (一般保証と別枠、セーフティーネット保証と同枠) ・個人、会社 無担保8千万円(特別小口 1,250万円)、普通2億円 ・組合 無担保8千万円(特別小口 1,250万円)、普通4億円	○保証期間 運転資金10年以内(据置期間3 年以内) 設備資金15年以内(据置期間3 年以内) ○信用保証料率 年0.70%(特別小口は0.48%) ○担保 必要に応じ徴求 ○保証人 原則として法人における代表者を除き不要
制度 (連絡先)	セーフティーネット保証	(岩手県信用保証協会 0120-972-150)
対象／直接被害、間接被害		
概要	○保証限度 (一般保証限度額と別枠、災害関係保証と同枠) 普通保証 2億円以内	無担保保証 8,000万円以内 無担保無保証人保証 1,250万円以内
制度 (連絡先)	一般保証	(岩手県信用保証協会 0120-972-150)
対象／震災と関係なく、中小企業者であれば対象		
概要	○保証限度額 普通保証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内	
制度 (連絡先)	県制度融資の返済期間の延長措置(最大3年間)	(岩手県経営支援課 019-629-5542)
対象／直接被害、間接被害		
概要	○期間 最長3年間(据置期間としての設定も可) ○対象となる制度 既に借入れがある、岩手県の制度融資 岩手県商工観光振興資金、岩手県小口事業資金、岩手県中小企業経営安定資金ほか	
制度 (連絡先)	設備貸与・設備資金貸付における償還延納	(財団法人いわて産業振興センター 019-631-3821)
対象／直接被害、間接被害 借入れ残高があり、震災によって返済が困難となっている利用者		
概要	○期間 3か月間 ※延納期間中、金利は発生しない	

雇用対策 (厚生労働省 問い合わせは最寄りのハローワークへ)		
制度	雇用調整助成金	休業手当への助成金
概要	○対象 休業、教育訓練、出向 ○受給の要件 雇用保険の適用事業主で、売上高、生産量等が5%以上減少している事業主 ○受給額 ・休業 休業手当相当額の2/3(上限あり) 支給限度日数:3年間で300日 (休業及び教育訓練)	・教育訓練 賃金相当額の2/3(上限あり) 上記の金額に事業所内訓練の場合1人1日2,000円を加算 事業所外訓練の場合1人1日4,000円を加算 ・出 向 出向元で負担した賃金の2/3(上限あり)
制度	雇用保険失業給付	失業手当受給
概要	○事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくとも失業給付(雇用保険の基本手当)を受給することができます。	○災害救助法の指定地域にある事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。
制度	特定求職者雇用開発助成金	被災者雇用への助成
概要	○新たにハローワーク等の紹介により高齢者(60歳以上65歳未満)、障害者等の就職が特に困難な者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主	主、65歳以上の離職者や被災した休職者を1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して賃金相当額の一部の助成を行います。

店舗・工場 中小企業庁、中小企業基盤整備機構		
制度 (連絡先)	仮設店舗、仮設工場等の整備	(各市町村)
概要	○事業者からの入居希望を市町村がとりまとめ、中小企業基盤整備機構(中小機構)が施設を整備し、事業者が入居します。 ○店舗、事務所は50㎡程度、工場は100㎡程度を想定しています。	○天井照明、電源、上下水道、共同トイレ、電話回線、TVアンテナなどは整備されますが、追加の照明、通信契約、什器などについては入居者が個別に用意する必要があります。

制度 (連絡先)	中小企業等グループに対する補助	(中小企業基盤整備機構 0570-064-350)
概要	○複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備について補助を受けることができます。	・対象 複数の中小企業等から構成されるグループ(中堅・大企業の参画も可)、事業協同組合等の組合、商店街 ・補助率 国1/2以内、県1/4以内
制度 (連絡先)	組合に対する補助	(中小企業基盤整備機構 0570-064-350)
概要	○事業協同組合等の組合の共同施設・設備の復旧に対して補助します。 ・対象 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会	・補助対象施設 事業協同組合等の共同施設(倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場。付帯設備も含む) ・補助率 国1/2以内、県1/4以内
制度 (連絡先)	高度化貸付の既往債権の整理・償還猶予	(中小企業基盤整備機構 0570-064-350)
概要	○高度化貸付の借入れがある事業者に対し、以下の措置を行います。 ・震災により、損壊、流失、床上浸水や、道路・電気・ガス・水道等が破損するなど	甚大な被害を受けた事業者…3年以内の償還猶予(利息猶予)、償還期限延長 ・震災の影響で売上げの減少が見込まれる事業者…1年以内の償還猶予

■ その他

制度 (連絡先)	国税納付期限延長、還付等	国税庁(問い合わせ先…最寄りの税務署)
概要	○法人 申告・納付等の期限延長 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付の特例 仮決算の中間申告による所得税額の還付の特例 被災代替資産等の特別償却の特例 特定の資産の買換えの場合の課税の特例 申告期限の延長に伴う法人税の中間申告書の提出に係る特例など	○個人 所得税関係…申告・納付等の期限延長、所得税の軽減又は免除(雑損控除または災害減免法の適用)、源泉所得税の徴収猶予・還付、予定納税額の減額、納税の猶予、(事業所)純損失の繰越控除など 法人、個人ともに消費税、登録免許税、自動車重量税、印紙税関係で被災者向け措置あり
制度 (連絡先)	小規模企業共済	中小企業基盤整備機構 050-5541-7171
概要	○掛け金納付期限延長 ・津波被害が甚大な地域の契約者 掛け金の納付期限を6ヶ月延長 ・上記以外の被災地域の契約者 掛け金の納付期限を5ヶ月延長 ○特例災害時貸付 対象 所有する事業資産が直接被害を受けた契約者(平成23年4月時点で、契約者貸付の貸付限度額が50万円以上となる方) ・貸付利率:0%(無利子) ・貸付額:50万円～2,000万円 ・貸付期間:貸付額が500万円以下の場合、4年(据置期間1年を含む) 貸付額が505万円以上の場合、6年(据置期間1年を含む)	○災害時貸付 対象 震災の影響により1カ月の売上が前年同月に比して減少することが見込まれる契約者 (平成23年4月時点で、契約者貸付の貸付限度額が50万円以上となる方) ・貸付金利:年0.9% ・貸付額: 50万円～1,000万円 ・貸付期間:貸付額500万円以下の場合3年 貸付額505万円以上の場合5年 ○延滞利子1年免除 平成23年3月11日時点で貸付を受けている場合(約定償還日が同2月1日以降)、延滞利子を1年間免除。
制度 (連絡先)	中小企業倒産防止共済	中小企業基盤整備機構 050-5541-7171
概要	○掛け金、償還金納付期限延長 1)津波被害が甚大な地域の契約者 ・掛け金の納付期限を6ヶ月延長 ・償還金の償還期日を6ヶ月繰り下げ 2)1以外の被災地域の契約者	・掛け金の納付期限を5ヶ月延長 ・償還金の償還期日を5ヶ月繰り下げ ○共済事由に「災害による不渡り」を追加 ○6ヶ月の返済猶予
制度 (連絡先)	中小企業退職金共済	勤労者退職金共済機構 03-3436-0151(内線:554～556)
概要	○申出により、中小企業退職金共済掛金(平成23年4月から平成24年3月)の納付期限を最長1年間延長できる手続きを簡素化します。	○文書、FAX、電話による掛金の納期延長の申出ができます。

ガイドブックのダウンロードほか

(5ページのホームページにリンクがあります)

岩手県

・地震・津波被災等中小企業の皆様への資金繰り等の対応について

財団法人いわて産業振興センター

・設備貸与制度のご案内、設備資金貸付制度のご案内

中小企業庁

・中小企業向け支援策ガイドブック

厚生労働省

・東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A

相談窓口

県融資制度の紹介、資金繰り相談

岩手県経営支援課 019-629-5541～3

経営相談、金融相談

財団法人いわて産業振興センター 019-631-3823

岩手県商工会議所連合会(盛岡商工会議所) 019-624-5880

岩手県商工会連合会 019-622-4165

岩手県中小企業団体中央会 019-624-1363

信用保証に関する相談

岩手県信用保証協会 0120-972-150

中小企業電話相談ナビダイヤル

東北経済産業局・中小企業課 0570-064-350

預金、融資、証券、生命・損害保険などの相談

東北財務局・盛岡財務事務所 019-625-3351

融資・返済相談

日本政策金融公庫 0120-154-505

商工組合中央金庫(商工中金)0120-079-366

貿易輸出相談

ジェトロ盛岡貿易

相談センター

019-651-2359

